



第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人渥美半島観光ビューローと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県田原市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、田原市の観光並びに物産等の情報発信及び振興に関する事業を行うことにより、交流人口の拡大と関連産業の活性化を図り、地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光及び物産等に関する調査研究
- (2) 観光情報の発信及び観光客の誘致促進
- (3) 物産等の宣伝紹介、販売及び販路拡大
- (4) 観光及び物産関連施設等の管理運営
- (5) 観光及び物産関連事業従事者等の資質向上と人材育成
- (6) 観光及び物産関係機関や団体との連絡調整及び連携
- (7) 各種団体等が行う観光及び物産事業の奨励
- (8) 観光及び物産振興に関するイベント等の開催及び協力
- (9) 一般酒類小売業免許の取得による酒類販売
- (10) 着地型旅行、教育旅行商品の企画・開発及び旅行業務
- (11) 外国人旅行者の受入れ推進
- (12) 観光及び物産に関する出版物の刊行
- (13) その他この法人の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 観光物産に関係のある団体及び関係業者又はこの法人の趣旨、目的に賛同して入会した団体又は個人
- (2) 特別会員 この法人に功労があった個人若しくは団体又は観光及び物産に関係ある行政関係者又は学識経験者で会長が推薦し理事会の承認を得たもの
- (3) 賛助会員 この法人の趣旨、目的及び事業等を賛助するために入会した団体又は個人

2 前項の会員のうち正会員及び特別会員（以下「正会員等」という。）をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 この法人の、正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申込み、理事会の承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める「会員規程」による。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 前項の会費は、毎年納期限までに納入しなければならない。ただし、年度の中途において新たに入会したものは、入会の際に納入するものとする。

3 特別会員は、会費を免除する。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 退会したときは、会員としての一切の権利を失う。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷付け、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名にすべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払義務を 2 年続けて履行しなかったとき。
- (2) 総正会員等が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 会員が前 3 条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員等については、一般法人法上の社員の地位を失う。ただし、未履行の義務はこれを免れない。

2 会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第 4 章 総会

(構成)

第 12 条 総会は、すべての正会員等をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算並びに計算書類の承認
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他会長が必要と認めた事項
- (8) 前各号に定めるもののほか、総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 14 条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故等による支障があるときは、理事会であらかじめ定められた順位により副会長が招集する。
- 3 総正会員等の議決権の 10 分の 1 以上を有する正会員等は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

2 会長が欠けたとき又は理事全員が改選直後であるときの議長は、出席した理事の中から互選する。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、正会員等 1 名につき 1 個とする。

(議決権の代理行使)

第 18 条 正会員等は、他の正会員等を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、当該正会員等又は代理人は、代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。

(決議)

第 19 条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員等の過半数以上が出席し、出席した正会員等の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録は、議長及び議長が指名した出席理事 2 名以上が署名する。

(総会運営規則)

第 21 条 総会の運営に関して必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める総会運営規則による。

第5章 役員

(役員の設定)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上25名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事の内1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について当該理事とその配偶者又は3親等内の親族(これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。)の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準じる相互に密接な関係にある者として法令に定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長の業務を補佐し、業務を執行するとともに、会長が欠けたとき又は会長に事故等による支障があるときは、副会長が会長の職務を行う。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。
- 5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で年2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

- 3 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事若しくは監事は、第22条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第28条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。

- 2 役員はこの法人の業務のため費用を支弁したときは、弁償を受けることができる。

(取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする本会との取引
 - (3) 本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
 - 3 前2項の取扱については、別に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除又は限定)

第30条 本会は、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(名誉会長及び顧問)

第 31 条 当法人に、名誉会長及び顧問若干名を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

3 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応じ、総会若しくは理事会に出席して意見を述べるることができる。

4 名誉会長及び顧問の任期は、2年とする。

5 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、職務に要する費用を支弁することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 32 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 総会に付随する事項

(3) 会長、副会長及び専務理事の選任及び解職任に関する事項

(4) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(5) その他理事会の業務執行等に関する事項

(招集)

第 34 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故等による支障があるときは、理事会であらかじめ定められた順位により、副会長が理事会を招集する。

3 総理事の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったときは、会長は 2 週間以内に理事会を招集しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。この場合において、議長は、議決権の行使を一旦留保するが、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理

事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会運営規則)

第 38 条 理事会の運営に関して必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

(条文の準用)

第 39 条 第 17 条から第 21 条までの第 4 章社員総会の条文は、理事会に準用する。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 40 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 41 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 42 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出しなければならない。このとき、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号、第4号及び第6号の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 剰余金

(剰余金)

第43条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会における総正会員等の半数以上であって、総正会員等の議決数の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 この法人は、一般法人法第148条第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会における総正会員等の半数以上であって、総正会員等の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 個人情報の保護

(個人情報の保護)

第47条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期さなければならない。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別で定める。

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 事務局

(設置等)

第49条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、専務理事、事務局長及び所要の職員を置く。

3 専務理事、事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

5 事務局の服務等の規定は、別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第50条 事務所には、法令の定めるところにより、次に掲げる帳簿及び書類を5年間備えておかななければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事及び監事名簿

(4) 認可、許可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める機関(理事会及び社員総会)の議事に関する書類

(6) 監査報告書

(7) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによる。

第12章 附則

第51条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

上記は当法人の定款と相違ありません。

愛知県田原市田原町西大浜13番地1

一般社団法人渥美半島観光ビューロー

代表理事 石 黒 功

